

住宅開発事業に伴う協議の手続き、基準等を定める要領

(目的)

第1条 この要領は、安城市住宅開発事業の手続等に関する条例（平成27年安城市条例第55号。以下「条例」という。）第3条第2項及び安城市住宅開発事業の手続等に関する条例施行規則（平成27年安城市規則第1号。以下「規則」という。）第2条に規定する協議における手続き、基準等について定めることを目的とする。

(事業計画の概要書の添付図書)

第2条 事業計画の概要書の添付図書に明示すべき事項は、別表第1に掲げる事項とする。

(開発事業者負担の原則)

第3条 事業区域内に設ける公共施設及び公共的施設（以下「公共施設等」という。）は、事業者の負担により設置することを原則とする。

2 事業に起因して必要となる事業区域外の公共施設の改修等の負担については、事業者と当該公共施設の管理者が協議して定めるものとする。

(協議の開始)

第4条 事業者は、事業計画の概要書の提出後、公共施設等の管理を担当する課等（以下「担当課」という。）と協議を行うものとする。

2 事業者は、公共施設等の設計を別表第2に掲げる基準（以下「基準」という。）と適合するように行うものとし、担当課においてその確認を受けなければならない。

3 前項の場合において、事業者は担当課に対し、別表第3に掲げる事項を明示した図書その他担当課が必要と認める図書を提出するものとする。

4 担当課は、提出を受けた図書に記載された内容と基準との適合性を確認し、必要がある場合は、事業者に対し図書の訂正等必要な指示を行うものとする。この場合において、図書で確認できない事項の指示は、指示書（様式第1）により行うものとする。

(配慮事項等)

第5条 事業者は、事前に、別表第4に掲げる事項その他関係法令にも適合することを確認のうえ事業計画を定め、これらに適合しないために事業計画を変更することがないように努めなければならない。

2 事業者は、別表第5に掲げる事項にも配慮して事業計画を定めるよう努めなけ

ればならない。

(意見書の送付等)

第6条 条例第8条第3項の規定による意見書の送付は、意見書提出通知書(様式第2)に当該意見書を添付して行うものとする。

2 建築課は、条例第8条第3項の規定による意見書又は同条第4項の規定による見解書の内容に担当課に周知すべきものがある場合は、速やかに当該担当課に当該書類の写しを送付するものとする。

3 担当課は、前項の送付があった場合において、必要があると認められる場合は、事業者に対し図書の訂正を指示し、又は指示書による指示を行うものとする。

(住宅開発協議会の開催)

第7条 担当課は、規則第3条に定める規模の住宅開発事業にあつては、住宅開発協議会の開催後、事業者に対し、第4条第4項又は前条第3項に基づく指示を行うものとする。

(確認書の提出等)

第8条 事業者は、担当課との協議が調った後、担当課に、住宅開発事業に関する協議確認書(様式第3)を提出し、その確認を受けるものとする。

2 協議確認書には、協議において使用した図書(訂正済みのもの)を添付するものとする。なお、事業者は、当該図書を市長への同意申請時に添付する図書と同一のものとしなければならない。

3 担当課は、協議確認書及び添付図書を確認し、協議した内容に相違がないことを確認した場合は、協議確認書の写しを建築課に提出するものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、改正後の規定は、同日以降事業計画の概要書が提出された事業について適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。